

1 令和7年度介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金の概要

事 項	内 容																							
目的	介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所（以下、「事業所」）が、留学生を雇用し、学費等を支給した経費に対し、都が予算の範囲内で補助を行うことで、事業所が外国人介護従事者を円滑に受け入れられるよう支援する。																							
対象事業所	<p>下表に定める介護保険サービスを提供する都内の事業所 ただし、国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #FFDAB9;"> <th colspan="4">サービス名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通所介護</td><td style="text-align: center;">(介護予防)特定施設入居者生活介護</td><td style="text-align: center;">(介護予防)認知症対応型通所介護</td><td style="text-align: center;">介護福祉施設サービス</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(介護予防)短期入所生活介護</td><td style="text-align: center;">(介護予防)小規模多機能型居宅介護</td><td style="text-align: center;">地域密着型特定施設入居者生活介護</td><td style="text-align: center;">介護保健施設サービス</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(介護予防)短期入所療養介護</td><td style="text-align: center;">看護小規模多機能型居宅介護</td><td style="text-align: center;">地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td><td style="text-align: center;">介護医療院サービス</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(介護予防)通所リハビリテーション</td><td style="text-align: center;">(介護予防)認知症対応型共同生活介護</td><td style="text-align: center;">地域密着型通所介護</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスは除く。</p>				サービス名				通所介護	(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	介護福祉施設サービス	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保健施設サービス	(介護予防)短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護医療院サービス	(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護	
サービス名																								
通所介護	(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)認知症対応型通所介護	介護福祉施設サービス																					
(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保健施設サービス																					
(介護予防)短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護医療院サービス																					
(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護																						
対象事業所の要件	<p>対象事業所は、以下（1）から（6）の全てに該当すること。</p> <p>（1）対象者を、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、<u>1月以上雇用*</u>すること。 *雇用月数の算定について •雇用開始が月の途中の場合：雇用開始日の属する月の翌月から起算 •雇用終了が月の途中の場合：雇用終了日の属する月の前月までを算定</p> <p>（2）令和7年4月1日現在、介護職員処遇改善加算Ⅰを取得していること。</p> <p>（3）対象者を指導する担当職員を配置すること。</p> <p>（4）事業所のいずれかの職員が、東京都の実施する外国人介護従事者指導担当職員向け研修を受講及び修了していること。</p> <p>なお、令和7年度における本研修の日程・詳細につきましては、東京都福祉保健財団ホームページ等をご確認ください。</p> <p>（5）対象者と贈与契約を締結し、当該贈与契約に基づき、学費等を給付すること。</p> <p>なお、当該贈与契約は、労働関係法令を遵守の上、労働問題が発生しないよう、慎重に作成すること。</p> <p>（6）在籍する留学生を介護福祉士に合格させる取組を行っていること。</p>																							

補助対象事業者	<p>対象事業所を運営する事業者 ただし、以下に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人</p>
対象者（留学生）の要件	<p>対象者（留学生）は、以下（1）及び（2）から（5）までのいずれか一つを満たすこと。</p> <p>(1) 「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める在留資格「留学」により、日本国内に滞在している外国人学生であること。</p> <p>(2) 令和8年度に日本語学校を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす日本語学校在学生 ① 令和8年3月31日時点で在学していること ② 日本語学校を卒業する意思を有すること ② 日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に進学する意思を有すること</p> <p>(3) 令和7年度に日本語学校を卒業後、令和8年度に介護福祉士養成施設に進学する日本語学校在学生</p> <p>(4) 令和8年度以降に介護福祉士養成施設を卒業予定で、以下①から③の要件を全て満たす介護福祉士養成施設在学生 ① 令和7年度に学年を修了すること ② 令和7年度に学年を修了後、進級する意思を有すること ③ 介護福祉士国家試験を受験する意思を有すること</p> <p>(5) 令和7年度に介護福祉士国家試験を受験し、介護福祉士養成施設を卒業する介護福祉士養成施設在学生 ※なお、補助対象者となった留学生は、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了する必要があります。</p>
対象者1人当たりの補助対象期間	<p>日本語学校の場合：日本語学校卒業日前の引き続く1年以内</p> <p>介護福祉士養成施設の場合：介護福祉士養成施設における正規の修学期間（2～4年間）</p>

対象者1人 当たりの 補助対象経費	<p>以下（1）から（6）までに掲げる経費とする。 （いずれかの経費のみ申請することも可）</p> <p>*令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に補助対象事業者から対象者に支給した経費とする。</p> <p>*対象者が補助対象期間に要した経費とする。</p> <p>ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和7年度の経費に限る。</p> <p>(1) 学費 ※1 (2) 入学準備金 ※2 (3) 就職準備金 ※3 (4) 国家試験受験対策費用 ※3 (5) 居住費 (6) 入居に係る初期費用等 ※4</p> <p>※1 対象者一人当たりの対象経費の全額に、雇用月数を乗じた額を12月で除した金額を対象とする。（1円未満の端数は切り捨てる。） ※2 介護福祉士養成施設の入学年度の給付のみを対象とする。 ※3 介護福祉士養成施設の卒業年度の給付のみを対象とする。 ※4 該当月のみ対象。</p>
対象者1人 当たりの 補助基準額	<p>(1) 学費 5万円（月額） ※1 (2) 入学準備金 20万円（1回限り） ※2 (3) 就職準備金 20万円（1回限り） ※3 (4) 国家試験受験対策費用 4万円（1回限り） ※3 (5) 居住費 <u>60万円（年額）</u> (6) 入居に係る初期費用等 5万円（1回限り） ※4</p> <p>※1 補助基準額の月額に、雇用月数を乗じた額とする。 ※2 介護福祉士養成施設の入学年度のみ適用する。 ※3 介護福祉士養成施設の卒業年度のみ適用する。 ※4 当該月のみ適用とする。</p>
補助率	1／2
補助金の額の 算定方法	<p>対象経費の実支出額から当該経費のための寄附金その他の収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して、小さいほうの額に補助率を乗じた額 なお、学費・居住費は、雇用月数を乗じた額を12で除した金額を対象とする。</p> <p>（例）留学生を令和7年10月1日から令和8年3月31日まで6か月間雇用し、1年分の学費120万円（月額10万円）を給付した場合の補助金の額 ①対象経費の実支出額=120万円 なお、寄附金その他の収入額は、0円 雇用月数を乗じた額を12で除した金額=120万円×6月÷12=60万円 ②補助基準額=5万円×6か月分=30万円 ③上記①と②を比較して少ないほう（30万円）に、補助率1／2を乗じた額=15万円【補助金の額】</p>